

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

被告人及び弁護人山本政喜の上告趣意について。

第一審判決の判示事実はその挙示する証拠を総合すればこれを肯認するに難くないのであり、その事実認定には所論のような条理及び実験法則の違背あることを認め得ない。従つてこの点において第一審判決を是認した原判決にも所論のような違法ありということはできない。論旨は多岐に亘り憲法違反を云ふるけれどもその実質は事実審の裁量権に属する証拠の取捨乃至事実の認定を非難するに帰着し刑訴四〇五条の上告適法の理由に該当しない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号一ハ一条により主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	三	郎
裁判官	澤	田	竹	治 郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	齋	藤	悠	輔